

橿原市特別職報酬等審議会 3 回目 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から
- 2 場 所 本庁本館 4 階第 1 会議室
- 3 出席者 委員 田中会長、森本委員（職務代理）
（50 音順）喜多委員、米田委員、島本委員、田ノ上委員、三谷委員、山中委員、吉田委員
事務局 西田総務部長、中西総務部長心得、栗原人事課長（司会）
吉住人事課課長補佐、村井田人事課課長補佐兼給与係長、隅廣人事課主査
- 4 傍聴 なし

- (1) 開会
- (2) 市長の諮問
- (3) 公募委員の紹介
- (4) 審議

・特別職の報酬等について

配布資料の説明

以下の資料について事務局より説明を行う。

- 資料 1 類似団体 34 市（Ⅲ—1）一覧（人口 115,000～135,000 人）
 - ” 2 橿原市特別職報酬額の推移
 - ” 3 橿原市特別職・一般職給与比較票
 - ” 4 県内 12 市特別職報酬額（月額・年収）（本則）
 - ” 5 県内 12 市特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
 - ” 6 県内 12 市特別職報酬額（月額・年収）（減額調整後）
 - ” 7 県内 12 市特別職報酬額比率一覧
 - ” 8 類似団体 34 市（Ⅲ—1）特別職報酬額（月額・年収）（本則）
 - ” 9 類似団体 34 市（Ⅲ—1）特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
 - ” 10 類似団体 34 市（Ⅲ—1）特別職報酬額（月額・年収）（減額措置後）
 - ” 11 類似団体 34 市（Ⅲ—1）特別職報酬額比率一覧
 - ” 19 近年の景気傾向
 - ” 20 人事院勧告の実施状況（行政職（一）関係）
 - ” 21 橿原市職員給料削減状況
 - ” 22 ラスパイレス指数、平均給与月額等の状況（県内 12 市・類似団体 34 市）
 - ” 23 県内 12 市 財政状況
 - ” 24 類似団体 34 市（Ⅲ—1）財政状況
 - ” 25 橿原市決算状況等調査表（平成 27 年度）
 - ” 26 平成 22・25 年度特別職報酬等審議会答申概要

【質疑応答】

会 長 資料について説明があったが何か質問はないか。

- 委員 資料 10 で月額ベースではいずれも 20 位前後だが、年収ベースでは順位が上がっている。これは賞与の支給月数の関係か。
- 事務局 国の法律で賞与の支給月数が引上げられたというのがあるが、報酬だけでなく賞与もカットしている自治体もある。橿原市は賞与をカットしていないので年収ベースで見ると順位が上がっている。
- 委員 資料 5 でどこの市町村も減額率は市長→副市長→教育長の順だが、香芝市は市長、副市長は大幅カットになっている。何故かわかるか。これが平均を下げているのではないか。
- 事務局 詳細な状況は把握していないが、選挙の公約等政策的なものとして解釈している。
- 委員 資料 3 で、特別職等については同じ報酬月額であるが年収が上がってきている年度もあるのは何故か。
- 事務局 資料 20 に示している通り、人事院勧告で一般職の賞与については支給月数を引上げている。それに伴い特別職の支給月数も引上げられたために年収が上がっている年度もある。
- 会長 ただ今、事務局より資料の説明があった。それでは、今の報酬が高いのか、妥当なのかを論点に審議する。
- 委員 一般的に議員の報酬は高いと耳にする。活動についても差があると聞く。
- 会長 報酬額を最終的に決定するのは議会ということになるのか。この審議会の答申案は参考意見になるのか。
- 事務局 議会で決議することになる。この審議会の答申案は参考意見となる。
- 会長 当審議会での意見は参考意見となるとのことである。他に何か意見はあるか。
- 委員 報酬額が高いか低いかの議論をするとのことだが、本則の報酬額が高いか低いかを議論すればいいのか。
- 事務局 本則の報酬額で審議していただきたい。
- 会長 報酬額の減額措置は時限的な措置なので本則の報酬額と比較するというのでいいのか。
- 事務局 その通りである。減額措置については、自治体により実施状況に差があり、減額の値が高いか低いかは市民の判断によるのかと思われる。本市においては、市長の任期中は減額を継続すると公言している。
- この審議会では本則の報酬額で審議していただきたい。
- 会長 議員について報酬が高いのではないかと意見があったが、それについての意見をお願いしたい。
- 委員 市長、副市長、教育長は常勤で専業であるが、議員は兼業の方もいる、そういうことを勘案すると類似団体と比較すると高いと思われる。
- 委員 どのような活動をしているかで報酬が変わってくると思われる。どのような活動をしているか教えていただきたい。
- 会長 それは事務局も厳しいと思われる。当審議会の意見は参考意見になるとのことなので、市民の意見として述べていただくと議員に伝わると思われる。
- 委員 広報等で議会の報告は読んでいるが、掲載されているものしか分らない。活動内容がわかるようなものがあれば判断の参考になると思われる。
- 委員 報酬以外にも政務活動費は出ているのか。
- 会長 政務活動費について事務局は把握しているのか。

- 事務局 本市においては、議員一人当たり年間50万円の交付で、平成27年度においては平均13万9千円の執行額であり、奈良県内では平均執行額より低く7位である。
市民等の関心もあり注目されているところなので、適正に執行しているのが現状である。
- 会長 執行率が低いというのは、適正に執行しているのかどうかの判断材料にはならないかと思われる。
- 委員 類似団体と比較すると橿原市は4位と高いかもしれないが、県内で比較すると、12市中4～5位であり、それほど高いとはいえない。一概に類似団体との比較で高いとはいえないのではないか。
- 会長 鋭い指摘である。類似団体34市の場合は、地域性や財政状況も違うので、そういう団体と比較すると判断を誤ることもあると思われる。
- 委員 さきほども意見が出たが、議員は兼業している方もいるので、どれぐらい活動しているのかが見えたらと思う。
- 委員 資料を確認すると妥当なところと思われる。報酬が少し上下しても税金を控除すれば手取り額はあまり変わらないのではないかと思う。
8級の職員が議員より給与が低いが、もう少し高くてもいいのではないかと思う。
- 事務局 議員は専業や兼業の方がいて、活動もばらつきがある。我々職員は常勤で議員は常勤ではない。また、議員は選挙で選ばれているという部分でも比較は難しい。各市町村独自の減額措置についての妥当の是非は市民が判断していただければと思う。
我々公務員についての給与については、低い水準とは言えないと思われる。
- 委員 議員報酬は高いと耳にするので、議論しなければいけないと思われる。
- 委員 近隣市町村と比較すると現状維持でいいと思われる。議員の仕事は目に見えないので、議員の活動内容の是非はこの審議会で審議するのではなく、市民が選挙により決めてもらうのが理想である。
- 会長 色々な意見が出たが今日決める必要があるのか。
- 事務局 その必要はない。各委員から議会の活動内容について参考になるものがあればとの意見を頂いたので、次回は議会事務局の職員に参考人として出席してもらうことも可能である。
- 会長 では、次回議会事務局の職員を参考人として出席願いたい。
市民の方も議会を傍聴すると議員の活動も見えてくると思われる。委員会も傍聴できるのか。
- 事務局 可能である。ホームページでも過去の議会を見ることができる。
- 会長 今日のところは、市長、副市長、教育長の報酬については現状維持。議員報酬については類似団体と比較すると少し高いので検討の余地がある、ということで議題の1は終わる。

・各行政委員の報酬等について

配布資料の説明

以下の資料について事務局より説明を行う。

- 資料12 橿原市行政委員会報酬額等一覧表
- ” 13 県内12市行政委員会委員報酬額
- ” 14 県内12市行政委員会委員 活動実績(1人当り)
- ” 15 県内12市行政委員会委員 報酬実績額(1人当り)

- ” 16 類似団体 34 市（Ⅲ―1）行政委員会委員報酬額
- ” 17 類似団体 34 市（Ⅲ―1）行政委員会委員 活動実績（1 人当り）
- ” 18 類似団体 34 市（Ⅲ―1）行政委員会委員 報酬実績額（1 人当り）

【質疑応答】

- 会 長 日額と月額でなかなか比較は難しいが、日額と月額で差はあるのか。
- 委 員 日額にして金額は下がったのか。
- 事 務 局 日額であると、活動実績によるところが非常に大きいので額が上がることもある。奈良県下でも日額にしているところは高い水準にあった。月額にした方が下がっているということもある。
- 委 員 平成 22 年の当審議会では、月額にするより日額にする方が下がるということであったが。
- 事 務 局 確かに、平成 22 年の当審議会では、大阪高裁の判決もあり、月額では高いので日額にしたが、実際は、委員の活動状況によって、相当財政的な負担が増えたという委員会も発生した。これを受けて、再度、日額、月額のあり方を平成 25 年の当審議会にて議論して今の形に落ち着き、現在は財政的な負担は少ない状態にある。
- 会 長 他に意見はないか。行政委員会について、高い、低いがあれば意見を願いたい。過去の活動等の歴史的な経緯もあるので、よほどのことがない限り、報酬額が高い、低いの意見を言いづらい状況と思われるので、妥当かどうかの判断は本日の会議では控える。次回の会議で、事務局案が示されるということでもいいのか。
- 事 務 局 そのとおりである。

・その他

【質疑応答】

- 会 長 その他についてどのような議題があるのか。
- 事 務 局 今回の議案について、当初は 11 月の審議会で答申案を審議する予定であったが、過去においては 3 回の審議会を開催し審議していたため、3 回目の審議会を 12 月下旬から 1 月中に開催し答申案を検討していただきたい。
- また、現在、本市においては 3 年に一度、定期的に当審議会を開催しているが、定期的で開催している市町村は奈良県下にはない。奈良県についても、大きな制度改正等があった場合に随時開催している状況で、平成 24 年以降開催していない。このような状況から、今後の当審議会のあり方についても合わせて審議いただきたい。
- 会 長 2 つの議題の提示があったが、当審議会を 3 年に一度開催というのは条例で決まっているのか。
- 事 務 局 条例等での決まりはないが、過去の審議会でも 3 年に一度開催するという意見が出て現在に至っている。自治体で独自に減額措置を実施している団体も多いので報酬審議会を開催していないところもある。このような点も踏まえて当審議会のあり方について審議していただきたい。
- 会 長 ただいま事務局から 3 回目の審議会開催案が出たが承認ということでもいいか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 それでは、3 回目の審議会を開催する。
次回の開催は 11 月 14 日（月）10 時からということで、これにて本日は終了する。